

第7回司法試験に関する意見交換会 反訳

1 2012年度司法試験についての意見交換会について

(司会) ご多忙のなかお集まりいただきましてありがとうございます。本年度から新司法試験といわずに司法試験という呼称となりましたので、第7回の司法試験に関する意見交換会を開催させていただきます。私は、当センターの委員の高岡といいます。司会を仰せつかりましたので、皆さまのご協力を得ながら進行させていただければと思います。この意見交換会につきましては、録音したものを反訳させていただきます。それで皆様方に反訳をチェックしていただいた後で関係機関へ送付しております。法務省のホームページにも、この意見交換会につきましては掲載されております。その際には個人が特定できない形で掲載しておりますので、この場では遠慮なくご意見、ご発言いただければと思います。また、先ほど言いましたように、氏名、大学名等は伏せておりますので、この席ではご発言の前にお名前をおっしゃっていただければ助かります。

早速本題の方に入らせていただきます。それでは開会のあいさつを、当会会長で、なおかつこの法曹養成センターの委員長です、斎藤義房をお願いします。

(斎藤) こんにちは。東京弁護士会の会長で、このセンターの委員長を務めております、斎藤でございます。本日はお忙しいところ、たくさんの方においでいただきましてありがとうございます。ご案内の通り、今政府の中で法曹養成制度の検討会議が開かれておりまして、そこでは法科大学院、司法試験、司法修習、そして継続教育についても議論がされております。非常に重要なテーマの1つになっている司法試験につきましては今年と来年と、2度にわたって議論されると聞いております。

9月11日に司法試験の発表がありました。私ども日弁連としては期待しておりました1,500人の線まで持っていきたいという、そこはかないませんでした。合格者2,102人という、かなりの数でございました。また注目すべきは、予備試験経由の合格者が58人でしたか、これも大変な数字でありまして、この状況をどう見るか。どういう方々が予備試験経由で合格しているのかという分析も必要だろうと思いますし、法科大学院のこれからの方向性についても、かなり厳しい状況が予測されると思います。そういう中で、この司法試験の在り方はどうあるべきなのか。能力のある、そして人権感覚あふれた法曹候補を現実を選別するための大きな関門になりますので、この司法試験の在り方は法曹養成全体にとって極めて重要な問題であると考えております。

このセンターでは司法試験の受験者に対してアンケートを実施して、その受験者の声から具体的な改革の提言をまとめていくという、非常に地道でかつ根気のいる仕事に取り組んでいただいております。本当に敬意を表するところであります。さらには起案の演習ということもやっておりますし、本当に実践的で、かつ法曹養成の実を上げるための取り組みに、日夜奮闘していただいているわけでございます。今日おみえの法科大学院の先生

方とも連携を取りながら、今後のあるべき方向性について、実証的な議論が積み重ねられることを期待しておりますし、忌憚のないご意見を弁護士会にもいただきたいと考えているところでございます。

私の方からは冒頭のごあいさつとして、以上の通り述べさせていただきました。本日はよろしく申し上げます。(拍手)

(司会) 斎藤会長、ありがとうございました。斎藤会長のごあいさつの中にありましたけれども、以前はこの意見交換会も活気がありまして、クレオの1部屋を借り切ってやっていた時代もあるんですが、ちょっと今年は寂しくなってしまうまして、こちらで開催案内の関係者への呼び掛けや、意見交換会の内容の工夫の努力不足であったと反省しております。あと、この意見交換会も7回目を迎えます、マンネリ化したというところもあらためて反省いたしまして、次年度の意見交換会の充実を期待したいと思います。

本日は、一応終了時刻を8時と想定しておりますけれども、8時以降もこの会場は空いているようですので、もし議論が白熱した場合には、若干延長させていただこうかと思っております。

大きくは、例年やっていることですが、こちらの方で実施しましたアンケートの回答について、分析結果を報告させていただいて、意見を交換するというをやっておりますが、昨年度の反省を踏まえまして、この部分については手際よく済ませたいと考えております。あと、起案演習の在り方という問題と、予備試験合格者の受験と司法試験問題という部分について、ご出席者の皆さん方からご意見を拝聴させていただければと思います。

そんなことで進行させていただきますが、お手元の資料としましては、分厚いホチキス留めの「意見交換会」という表題の表紙の付いた資料が1式あります。それとあと薄っぺらいホチキス留めのもので、「憲法起案演習想定出題」というものが冒頭にありますものと、あと民事訴訟法についての想定出題というものがあります。そうしたものをお手元の資料として見ていただければと思います。

それでは続きまして、このアンケート実施の目的と実施状況につきまして、当センター担当の石原副会長から説明させていただきます。

(石原) ただ今ご紹介いただきました、当センターを担当しております、本年度の東京弁護士会副会長の石原と申します。本日はよろしくお願いいたします。意見交換を始める前に、アンケートの目的と実施状況について簡単にご説明させていただきます。

ただ今ご説明がありましたように、本アンケートにつきましては、試験問題に対する受験生の生の声、これを基にして、試験問題にそもそも改善すべき点があるのかないのか、または法科大学院における講義に、どのようにこのアンケートを何か利用すべき点、改善すべき点があるかないか、そういうことを皆様にご議論いただいております。

さらには、本日はこのアンケートの回答をご議論いただくだけではなくて、法科大学院教育へのよい意味での影響をお伺いしたく、2つのテーマ、起案演習の在り方、それから予備試験合格者の受験と司法試験問題の、2つのテーマを掲げることになりました。

本年度のアンケートの実施状況ですが、今年で7回目の今回は282通のアンケートの回答が得られております。この意見交換の会をさらに充実させるためにも、当センターといたしましては、引き続きアンケートの回収の増加に努力していかなければならないと思っております。そのアンケートの回収の協力もまたぜひよろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

(司会) それでは式次第に従って進めさせていただきます。今年実施しましたアンケート回答の分析につきまして、手短かに順番で説明させていただきます。公法系について担当しました江口先生、よろしくお願いいたします。

2 2012年度司法試験についてのアンケート回答分析

(江口) では公法系のアンケートについて、簡単な分析をご報告させていただきます。

まず短答式試験についてですが、問題量に対する回答については、約8割弱の方が問題量は適切だと考えていらっしゃるという結果が出ております。難易度に関して、少し特徴的な意見があるんですが、難し過ぎる、やや難しいと考えられた方の割合がほぼ8割に及んでおりまして、民事系、刑事系の科目と比較しても、非常に難しいと考えられた割合の方が多という結果が出ております。これについては後でまた分析をさせていただきます。

3つ目の質問としまして、法科大学院での講義内容や求められる自学自習の範囲を超える出題があったかどうかということに関しては、約7割の方が、法科大学院等で学んだ範囲の中に収まっていると感じられていたようです。

憲法について、難易度が非常に高いと感じられた理由として、特徴的な意見ということでいくつかあったんですが、細かい判例の知識を問う問題、あるいは新しい判例の知識を問う問題があったということで、そういう理由から難しいと感じられている方が多かったようです。

続きまして、論文式試験についてですが、出題形式については憲法、行政法ともにほぼ適切という方が9割を超えていらっしゃいます。この出題形式の中で、原告の主張、被告の反論、私見という問い方について、同じ内容でも書き方によって点数が変わるのはいかとか、あるいは憲法の出題形式が7回目でもまだ定着していないというような意見もありました。

問題事例の設定の仕方についてですが、ここでは、やはり憲法と行政法の問題文自体が、憲法の方が約3ページと、行政法が資料も含めて9ページということになっておりまして、問題事例の設定、論点についても、いずれもやはり行政法の方が複雑だ、あるいは論点が多いと考えられた方が多かったようです。

知識および思考力、応用力との関係についてですが、憲法、行政法いずれも知識偏重と感じられた方が割合的にはほぼ同じなのですが、憲法について、思考力、応用力を問われていると感じた人の割合が、行政法のほぼ2倍という結果が出ておまして、憲法では問題文や与えられた資料の量が行政法と比較して少ない一方、より思考力、応用力を問われていると感じられた方が多かったようです。

問われている論点が法科大学院の講義で学んだものかどうかという点については、約8割弱の方が学んだことだと、適合しているというご回答です。

憲法の論文式試験についても、やはり特徴的な意見として、短答式同様、憲法の最新判例について、法律家としてどこまで習熟している必要があるのかとか、あるいは憲法判例の事案の違いをどこまで押さえておかないといけないのかという、求められる憲法判例の知識について疑問を呈するような意見がありました。以上です。

(司会) それでは引き続きまして、民事系科目について、吉田先生、お願いします。

(吉田) それでは民事系科目のアンケートの分析について、簡単にご報告させていただきます。

まず短答式試験につきましては、アンケートの数字上のデータといたしましては、問題の難易や問題の量について適当とする意見が、他の科目と比較して、比較的多かったように見受けられました。

個別の意見として特徴的なものといたしましては、民法につきましては、法科大学院では家族法分野の授業をほとんどやっていないことから、かなり対応に苦慮したという意見がございました。また商法につきましては、これもある意味民法と同様なのですが、いわゆる商法総則の分野や、手形、小切手法について、法科大学院では学習の機会がなかったということから、これらのことについて対応に苦慮したという意見と、あとそもそも試験科目としてこれらを本当に位置付けるべきなのか、見直していただきたいという意見が、受験生から相当数ありました。

論文式試験につきましては、全体的に、これもアンケートのデータとしましては適当とする意見が多かったんですが、全体として、複数の設問があるときに、それらの設問間の関連性が薄くなってきているので、旧司法試験と変わらなくなってきているという印象が強いという意見が、個別にあったところです。

各科目につきましては、民法につきましては、今回、寄託契約が出題されたこととの関係で、法科大学院で学んだ範囲を超えているという意見が、比較的多かったかなというところです。

商法につきましては、出題の形式がかなり、設問の中に小問の設問が入っているという形だったので、問題事例の設定や論点の数について、複雑または多過ぎるという意見が比較的多いところでした。また、当事者が複数いたことから、単純に論ずるべき法律関係が

かなり多くなるということで、どのように書けばいいのかとか、どの程度フルボリューム書けばいいのかといった点について、苦慮したという意見が相当数ございました。

民事訴訟法につきましては、全体的に相当とする意見が比較的多かったんですが、個別の意見といたしまして、処分証書についての出題が出ましたところ、これについては法科大学院で一切学んだことがなかったので、ちょっと困ったという意見がありまして、重要かと思えます。民事系科目については以上となります。

(司会) 引き続きまして、刑事系科目ですが、分析を担当したのが杉田弁護士ですけれども、今日はどうしても外せない所用がありまして、私が代わって報告させていただきます。

刑事系科目につきましては、短答式試験についてですが、量につきましては適当との回答が70%に及んでおりまして、昨年と比べると改善がなされたというふうに分析できるだろうと思います。ただし、少数ですけれども、昨年との振れ幅が大き過ぎるというご指摘もありました。

続きまして難易についてですけれども、短答式についての難易です。適当との回答が50%、やや易しいとの回答を合わせると80%に及びます。これも昨年と比較しますと改善がなされたかと思えます。法科大学院での講義および自習の範囲を超える知識を問う出題があったかどうかという点ですが、なかったとの回答が85%を占めておりました。

続きまして、論文式試験についての分析ですけれども、形式が適切かどうかという点につきましては、刑法につきましては、大変適切とほぼ適切との回答を合わせると95%に及んでおります。多数の受験生が現行出題形式については問題ないと考えていると、分析できると思えます。

刑訴法につきましては、大変適切とほぼ適切との回答を合わせると75%に及ぶんですが、大変不適切との回答も15%を超えるという状態でして、今年の必須科目の中では不適切との回答比率が、刑訴が一番多いとなっております。

続きまして、事例の設定についての質問ですが、刑法につきましては適当との回答が70%、刑訴につきましては適当との回答が80%を超えております。論点の数についてですけれども、刑法については、多過ぎる、やや多いという回答を合わせますと、約60%に及んでおります。刑訴法につきましては、適当という回答が70%でした。

このように刑事系全体について見渡しますと、今年は刑訴の問題処理量が減少した半面で、刑法の問題処理量が増加しておりまして、全体としては論ずべき量についてバランスを取ったのではないかと分析できると思えます。

続きまして、知識と応用との関係についてですが、刑法につきましては適切との回答が70%、刑訴につきましては適切との回答が同じく70%という回答でした。刑事系全体について見ますと、バランスよく出題されているというふうに分析できるんじゃないかと思えます。

論点が法科大学院の講義で学んだものかどうかという点についてですけれども、学んだことに適合しているという回答が約 85% でした。必須科目の中では一番多い比率になっております。刑事系については以上です。

続きましては、選択科目等につきまして、遠藤先生、よろしくお願いします。

(遠藤美光) お手元の配布資料の 17 ページから 19 ページをご覧くださいと思いますが、選択科目に関しましては自由記載で回答を求めています。8 科目の選択科目に関しまして、まとめますと、3 つの科目、国際私法、国際公法、環境法については適切だとする意見が圧倒的でした。ちなみに法科大学院協会がロースクールの教員からのアンケートを取っておりますが、それと比較いたしましても、おおむね同じような回答であるように思います。

4 つの科目については、問題の分量に関して多過ぎるとする意見が相当ございます。労働法、租税法、倒産法、経済法に関しては、受験生も、それからロースクールの教官サイドの中からも、問題の分量についてはもう少し工夫する必要があると、こういう指摘がなされていると申し上げてよいかと思えます。

今年の問題の選択科目で、適切とする意見が非常に少なかった科目、1 つございまして、租税法でございます。論点が多過ぎる、難易度の点で問題があるとする意見が相当ございます。ロースクールの教員の評価の中にも、どうもこの租税法については、いわゆる隔年現象というものがあるようでございまして、それが現在もなお続いているとすることについて、留意する必要があるという指摘があったかと思えます。以上が選択科目についてでございます。

続きまして、資料の 20 ページをご覧くださいと思いますが、ロースクールの先生に、ある意味では密接に関連している質問事項でございます。今回の試験を踏まえて、法科大学院の授業の在り方を変更する必要があると感じるかという問いに対しまして、20 ページの表、グラフがございまして、55.7% の受験生が変更する必要があるという回答をしております。ちなみに昨年は 54.0% でしたので、若干増加しているというところでございます。

そこで、具体的にどういうことを変更することを求めるのかというのが、21 ページに載っております。個別の意見、34 件ございまして、まとめますと、現状のロースクールでは論述の訓練、法律文書起案の訓練が不足しているとする指摘が目立つと申し上げてよいかと思えます。20 ページに出てまいります、論述能力を身に付けるための工夫をした方がよいとする意見と、具体的に記述がなされている意見を合わせますと、過半数の受験生が、ロースクールでは論述の強化に向けた教育内容の改善を図る必要がある、こういう意見を持っているということでございます。

具体的にどういうことを言っているかをまとめてみますと、事例問題の演習を通じて論述の訓練をすることが必要である、そのためにカリキュラムの調整を図るべきだということの指摘がございまして、教員が起案文書を丁寧に指導する、そういう機会を制度として広

く設けるべきであるとする意見には、この場において後ほどご議論があらうかと思いますが、ロー・スクール・サイドにおいても、教員の側も大いに反省と、それから今後の改善に向けた方策を検討する必要があるように思います。以上でございます。

(司会) 遠藤先生、的確に資料のページ数も紹介していただいております。最後の方が私が担当したところですが、資料の22ページ以下です。質問の5番としまして、試験科目の科目数や、科目としての適性についての質問をさせていただいております。短答式科目については現行のままでよいという回答が75%でしたので、これは現行のままでいいのかなと考えております。

論文式試験につきましては、現行のままでよいという回答が64%にとどまっております。科目数を減らすべきであるという回答が23%でした。それではどの科目をとという点につきましては、選択科目を廃止すべきだという回答が、先ほどの23%の中では比較的多かったという分析ですけれども、なかなか司法試験という性格、司法修習を経て1年後には法曹になるわけですから、選択科目まで廃止するという点についてはどうかと考えます。

続きまして23ページ以下ですが、その他受験してお気付きの点がありましたらというご質問です。若干数の回答なんですけれども、試験会場につきまして言いますと、東京五反田TOC会場につきまして、休憩時間にエレベーター渋滞が起きないようにしてほしいという、もっともなご指摘がありました。

あと東京流通センター会場については、複数の方から意見が出ておまして、机の構造がちょっと問題があるようで、隣の人や周囲の人に迷惑を掛けるような机の構造だったようです。また東京流通センター会場につきましては、ほかの会場と違まして、周りに何も無いという会場として、昼休みを取っても会場内で過ごすしかない、休憩にならないということで、東京流通センター会場はやめにしてほしいというご回答がありました。

あとご不満の会場として、広島会場ですね。例年どこかの会場でご指摘があるんですが、机を2人で1つのものを使うということで、隣の受験生が力強く筆記すると机が揺れて困りますという指摘が、広島会場についてはありました。

続きまして、問題の内容について拾い上げてみたんですけども、今年は昨年までと違まして、先生方ご承知の通り、問題文の冒頭に配点比率が明記されておまして、これについては受験生のおおかたが好感を持ったようです。

次に、予備試験との関係について触れた回答がお1人ありまして、論文式試験の問題文の短縮化、設問の単純化は、昨年の予備試験との在り方と同様であり、予備試験組に配慮したものではないのかというご指摘が、わずかですけれども1名ありました。

その他、司法試験に関する一般的な制度についての意見について、もっともだなと思われましたものを紹介させていただきます。出題趣旨と採点実感につきまして、法務省がホームページ上で公表しているんですけども、これが昨年までは、今年もですか、合格発表

後に公表されているんですけども、出題趣旨の公表については、5月の試験実施後にできるのではないかと。そうしてもらった方が法科大学院生の学習のためにいいし、また今年残念な結果に終わった人の、来年に向けての準備としてもいいのではないかというご指摘が複数ありました。

それともう1つご紹介しますと、成績通知がなされておりますけれども、公法系、民事系、刑事系、選択科目という4分類にして成績通知をしているということにつきまして、全8科目別にしてほしいと。科目の良し悪しがそれぞれ分かるようにしてほしい、こういうご回答も、これも複数ありました。ということで、今の2点につきましては、ちょっと検討の価値はあるかなと考えております。

以上、今年の司法試験アンケート回答の分析について報告させていただきました。以上の分析につきまして、今日出席されている先生方からご意見、ご質問等言っていただければと思いますが、いかがでしょうか。

3 科目ごとの配点のあり方について

(遠藤啓之) 先生が配点がとおっしゃったのは短答式のことですか。全部。

(司会) 論文についても。

(遠藤啓之) 論文の方ですけども、経験なんですけれども、私はロースクール卒業です。例年民事系だけは配点が小問ごとに何点か書いてあったんですけども、刑事系と、それから公法系に関しましては、そもそも100点、100点と書いたような形が、それ自体があれなんですけれども、おそらく100点、100点だったと思いますけれども。それから設問1、2はもう点数が書かれていなくて、ひどい場合なんかはもうブラックボックスになっている状況になっているかと思います。

(遠藤啓之) 民事系につきましては、第1問、これは科目は分かりませんが、3:4:3と、30点、40点、30点とか、それから民事系2問目、これは75ページですが、設問1から設問3まで2:5:3、20点、50点、30点。民事系の第3問目が77ページ、これも35点、40点、25点で100点満点という比率が出ていますけど。79ページ、刑事系ですが、これは刑事系の第1問は刑法だと思いましたが、これは100点となっていて、刑事系第2問、81ページですが、100点なので、設問1と設問2で点数は分かれていないという形になるかと思しますので。そうしますと、憲法と刑事系2科目については配点、設問の、科目ごとですけども、公法、憲法と行政法のうち、行政法は、設問ごとの配点が示されていますが、憲法については、設問ごとの点数が公表されていません。刑事系の刑法、刑訴法については、設問ごとでは点数がどうなっているかはブラックボックスになっているかと思います。

(司会) アンケートの分析についてのご意見だけじゃなくて、それぞれご担当の科目について、もしご意見があればお聞かせ願えればと思いますが。いきなりご指名して申し訳ないんですが、D先生、いかがですか。

(D) 配点割合を表示するかどうかというような問題ですか。

(司会) いや、それに絡まずに、全般的で結構です。

4 司法試験制度全般について

(D) 出題趣旨の公表ということで意見が出ていたかと思うんですが、受験生の意見としては、5月の時点で終わったらというような意見があったということですね。ただ、やはり問題、論述式ですと、実際採点して、受験生がどういう解答をしているのかということ、出題者の意図とはまた違う形で問題文を読んで解答するようなこともあるかと思います。いろいろな見方ができると思いますので、民事法、私は民法のを見ても、ちょっと悩むようなところもありましたし、むしろある程度採点を進めてからという方がよろしいかと思います。それで、合格発表までいかななくても、ある程度採点が進んだ時点で出題趣旨を発表するような形の方が、一番望ましいと思っていますね。9月までだと少し引っ張り過ぎのような感じがします。

それから配点割合の公表ということですが、私は民事系ぐらいのところの方が、一応問ごとに発表するぐらいのところがあってもいいのではないかと思います。100点とかというのを見ますと、これはまったく発表されていないということなので、受験生としてもどのぐらいの点数が付くのかとか、ちょっと不安なところもあると思いますので、そんな感じがしております。何か科目別で違うのもどうかという、何かいろいろと慣行が科目ごとにあるとは思いますが、ちょっと違和感もあるところですが。一応私としてはそんなところでは。

(司会) ありがとうございます。B先生、よろしいでしょうか。

(B) 配点について、刑法は100点、刑事訴訟法も100点だろうと思っていました。ただ、刑法の100点の内訳はどうなっているのだろうと、受験生は知りたいのだろうと思います。ですが、その点については、各論点の重要度に応じて、想像はできると思います。

それから問題の中身についても少し申し上げておいた方がいいかと思うんですが、まず択一に関しては、受験生の意見にもありましたけれども、まあ、適切なのかなという感じがいたします。ただ論述に関しては、やはり少し問題があるのかなと。これは年によって、ある意味でいうと問題の難易度が少し違うのかなという感じはいたしますけれども、例え

ば今年の問題に関して言いますと、問題自体は例えば横領であるとか、あるいは従来出ていなかった文書偽造とか、こういうものが出題されているという意味では、問題に幅が出てきたという意味で、評価できるんじゃないかと思います。従来はかなり出題される領域が限定されていたように思うんですね。それが少し広がりを見せてきたのかなという感じでは評価できると思いました。

ただ、少しやはり論点が多い。実は私は恥ずかしながら、自分で解いてみるんです。例えばその時間内に自分でできるかどうかというのは、実際に書いてみるんですが、なかなか難しいです。それはどこまで踏み込んで書くかということにもよるんですけども、例えば2時間の間に受験生が、おそらく緊張した場面だろうと思いますけれども、どの程度冷静に書けるのかというようなことを考えますと、もう少し論点を少なくしていただいてもよかったのではないかという気がいたします。ただ、問題の中身自体は毎年若干変わっておりますけれども、だいたいいい方向で進められてきているのではないかと思います。

今後としては、やはりもう少し広がりを持たせて、入るのかどうか分からないけれども、例えば社会的法益だとか、あるいは国家的法益ですね、そういうところまで広げられるかどうか分かりませんが、そういうところまで出題されればいいんじゃないかという気もいたしました。また何かございましたら後ほど申し上げます。一応以上でございます。

(司会) ありがとうございます。同じ東弁で親しいものですから、C先生からは事前に、発言したくなったら手を挙げるからと言われておりますので、ここは飛ばさせていただきます。A先生、いきなり、ちょっとあれかもしれませんが、何かありましたらよろしくお願ひします。

(A) 私はやはり主に刑事系についてしか、具体的には話せないのですが、短答式ですが、問題の数が減りましたね。解答欄が減っています。それから私は解いてみたんですが、去年に比べて、率直に言って易しいです。というか、基本的な問題が出されていて、平均点も上がっていますし、それから足切りになる人も非常に減っていますね、今年の短答式。ということで、私は短答式はこんな試験で、改善の方向に向かっているんじゃないかな、少なくとも今年の短答式はよかったんじゃないかなと思っています。ただ、それを予備試験との絡みで何か勘ぐるかどうかというのは、また議論があるかもしれませんが、基本的にはそう思いました。

それからあと刑事系の論文ですが、今ご指摘があったように、例えば刑法ですけれども、結構論点はたくさんあるといえはるんですが、ただ去年までの傾向から比べると、甲と乙、当事者が2人だけ、検討する対象が2人しかいないんです。この2人がやったことが横領であったり、場合によったら詐欺でもあったり、文書偽造でもあったり、同じことがたくさんの構成要件に該当するというのに気付いて、ちゃんと書かなきゃいけないという意味では、結構書くことがたくさんあって、そう簡単ではなかったのかなとは思って

す。

ただ、数年前にむちゃくちゃ複雑怪奇で、とても書ききれないという状況から比べると、刑法の出題もそれなりに改善方向にあるのかなと。書けないわけではない。それからあと、問うていることはあまり難しい理屈ではなく、素直に事実を見て、それを構成要件に当てはめて、きちんと結論を出せるかという意味では、悪い問題ではなかったのかなという感じがしています。

それから刑事訴訟法の方ですけれども、分量が去年まではものすごく多かったのが、圧倒的に減りました。論点数は減りました。特に捜査の方は、搜索差し押さえの問題で、結構具体的事案に当てはめの部分で、たくさんの情報が問題で出されていて、そこをきちっと見極めることができるかどうかということが問われている。端的に言うと、宅配便で後で届いたものについて搜索差し押さえができるかという問題ですが、著名な判例は、届いたのは搜索差し押さえの令状に載っている被疑者に届いたものだったんですが、今回は被疑者ではなくて、その会社に雇われている別の乙さんに届いたものだったことなど、そういう判例の事案との違いに気付いて、そこをどういうふうに考えていくかというあたりが問われる。そういう意味では、まさに単なる丸暗記ではなく、その場で事案から考える能力を問う問題として、典型的ないい問題だったのではないかなと、私は思っております。

あと後半の問題は、訴因変更の要否という、有名な平成13年の最高裁の決定をベースに作られた問題ですが、そこはみんな予想問題が当たって書けたと思うんですけれども、もう1つ、共謀の証拠がないのに共謀を認定していいかという、根本的な問題がもう1つ出されていて、こちらの方は面食らった人が結構いるんじゃないかなという感じはします。ただ、この問題も、考えてみれば最も刑事訴訟法を考える上で基本的な問題、どっちかという理論問題ですけれども、これが全然考えられないのでは困るという面もあって、私はトータルでいえば、今年の刑訴法も、これも去年に比べたら、かなり改善されたいい問題であったのではないかなと思っております。

そのいい問題かどうかの基準ですが、私は2つあると思うんです。1つは、分量がものすごく多くて、論点もむちゃくちゃ多くて、とにかく論点に触れるという書き方だけを求めるような試験であれば、法科大学院で考える力を養ってきたことが、実際にそこで発揮できないような問題になってしまう。そこをかなりこの間批判をしてきたところです。去年のここでも、おととしも同じようなことを私は言ったわけですが。そういう意味では、ある程度論点数とか分量は減らして、考える力を実際に試すことができるようなものにすべきだという、この分量の問題において改善された。減ったんです。明らかに刑法も、刑訴法もやっぱり、ここ数年との傾向から見ると、書くべき論点と与えられた分量は明確に減っているんです。だからいいんじゃないかと思うんです。

ただ、これは今、昨今いろいろなところで議論されていますが、易しければいいという問題でもなく、何を問うかということが問題になるわけであって、分量が減ることによ

て、結局その分量が減った分を、いわば論点を覚えていて、それを吐き出せば書けるような、そういう形で減らしていくとすると、旧司法試験と同じように知識の丸暗記と申しますか、受験技術とか知識とかいう世界でフォローできるような意味で、易しい問題になっているとしたら、これはかなり問題、もっと深刻な問題になるんじゃないかと私は思っているんです。

ほかの先生の意見をぜひ聞きたいんですが、刑法と刑事訴訟法は辛うじてか、まあ、基本的には論点を減らして考える力を判定することが可能な出題に改善されたかと。つまり、別の言葉で言うと、改善をされて、かつ旧司法試験に逆戻りするような意味での問題点は、そんなに私は感じなかったんです。そういう評価でいいかどうか。これをちょっと刑事系の問題を見ておられる方に聞きたい。これが1つです。

それからもう1つは、民事系と公法系は私は専門ではありませんが、民事系も易しくなったという受け止めが受験生の中にあるんじゃないかと思うんですが、同じように分量がやっぱり減っていると、去年の民法なんかには比べたらずいぶん減っていると思うんです。そのことが、減って易しくしたというだけでなく、とにかく知識があれば、論点を覚えていれば、これを吐き出せば解ける、そういう意味で旧試化したような意味での変化なのかどうか。そうではないと思いたいんですが、そこら辺については、実際民法の問題をもう少し、私などより専門的に見た方から見て、どうなっているんだろうか。ここはぜひ聞いてみたいところです。

それからもう1点。公法系がなぜこんなに点が悪いんだ。本当になぜこういう結果になったのかということについては、今日公法系の先生がおられないんですが、ほかの方を含めて、率直にどうだったのかということについて、ご意見をお伺いしたいなと思っております。すみません、長々としゃべりました。

(司会) ありがとうございます。刑事系、民事系に限らず、A先生の問題提起についてお聞きしたいと思います。D先生、よろしいですか。

(D) 民事系のうち、私は民法が専門です。今年の問題も、確かに去年の問題の方が解答すべき量は多かったと思うんですが、今年は少し減っていると思いますけれども、問題文を正確に読んでいって、事実関係を正しく押さえて、それで問いに答えるというようなところが要求されておりますので、単に論点を覚えていて書くというようなことでは解答できない問題になっていると思います。

それから今年の問題には、契約書が示されています。何か寄託が出題されて難しかったというような意見もあったかと思うんですが、これは寄託固有の論点が出ているというよりも、契約書をきちんと読んでいるかとか、それから、読んで契約の解釈ができていないかとか、それから債務不履行のところを見ても、これは善管注意義務か、自己の物を管理する程度の注意でいいのかといったような、債権総論的な考え方ですね、それがきち

っと分かっているかというのを問う問題ですね。それが寄託契約というところで問われているかと思いますが、特異な問題が出ているのではないと思います。

それから旧試との違いですけれども、どういう請求ができるかというところで、要件事実ですね、そういうものをきちっと整理して書けるかというようなところも問われています。問われているところはまさに民法、債務不履行とかなんですが、要件事実が分かっていると、しっかりそれを一つ一つ押さえて、解答できないような問題になっておりまして、実務家向けの問題にもなっているかと思いますが、その点は旧試よりずっと、実践的な問題になっていると思っております。

ただ、どうしても分量が多過ぎるというのは問題があると思うんです。ただ、どのくらいの分量が適切かというのは難しい問題だと思いますし、結局受験生は同じ問題を同じ時間内に解いておりますので、多ければ少し雑になっても、それなりに点数が付いてくるということになると思います。分量というのは非常に難しいところで、試行錯誤してやっていくしかないと思います。

(B) ○法科大学院の刑法担当のBでございます。私は、知識は短答式で確認できればよいと思います。その意味では、論述式の試験というのはあくまで受験生に考えさせると、そういう問題を出題されるのが望ましいと思います。

法科大学院の教育でも、いろいろポイントの置き方はございますけれども、やはり我々は、例えば具体的な事実を提示して、この事実の中でどれが一番重要な問題なんだろうと、それをどう解決すればいいんだろうというようなことを中心に、教育しているつもりでございます。その意味では、それがきっちりできているか。いずれ法曹になって、事実を正確に分析できるか、その分析した事実にルールを適用することができるかということが、おそらく問われるはずなので、そういうことを確かめる試験として、論述というのは行われるべきだと思っております。

そういう意味で、先ほども少し申し上げましたけれども、刑法に関して言うと、例えば横領にしろ詐欺にしろ、あるいは文書偽造にしろ、知識としては本当に基本的なことが分かっているはずだと思います。そういう意味では、問題文を読んで、いったいこの事実がどういう意味を持っているんだと、そういうことが読み取ればいいので、そういうものを問う問題としては、私は非常にいい問題ではないかと思っております。

ですから、先ほども申し上げたように、この傾向は続けていっていただきたい。それで、もう旧司法試験のようなところに逆戻りすることはないんだろうと思いますけれども、基本的にはそういう事実分析能力と、それから法律、ルールの適用能力ですね、それを確認するような形で行われることが望ましい。そしてそれは現行の論述試験で行われているんじゃないかと私は思っております。以上でございます。

(司会) ありがとうございます。そのほかの先生方、いかがでしょうか。ございませんか。

5 予備試験合格者の受験と司法試験の変更の有無について(1)

(山口) では、意見ではなくて、今日おいでになった皆様に感想というか、ご意見をお聞きしたいのですけれど。アンケートの中で、予備試験への配慮と思うが、従来までの問題傾向と異なると感じた、知識が細かいという指摘があって、もう1つは、今年度からほぼすべての論文試験の出題形式に変更があった。問題文が短縮化していて、設問が単純化していると。これは予備試験に配慮したものではないかと。この2つの意見が出ていますが、このような感想というのは広く一般的なものでしょうか。皆様の感想はいかがでしょう。

(B) ○法科大学院のBでございますけど、私はそういう感想は持ちません。

(D) 私も同様です。先ほど言いましたように、少し民法も書く量が少なくなったかなと。いったぐらいで、形式が変わったとか、予備試験に影響されているというような感想は持っておりません。

(A) Aですけど、私も基本的には同じ意見で、予備試験のためにというのは、少しうがち過ぎた見方ではないかなと思っています。量的に減って、受験生の受け止め方も、量の面では多過ぎるといって悲鳴を上げている人は、今年はあまりいないと思うんです。今までそういう悲鳴を上げているような時代も結構あったと思うんですが、そこは改善されたけれども、それは予備試験に合わせたとか、知識だけ聞くような旧試的なものになったという評価ではなくて、分量を減らしつつ、適切に考える力を判定するために、量を薄くしているのではないかなというふうに、基本的には私もそう思っています。ここはちょっとほかの方、別にこちらに並んでいる人間だけじゃなくて、ほかの方の意見も聞いておきたいなと。

(司会) ありがとうございます。今くしくもテーマの2に入っているんですが。じゃあ。

6 行政法の論文式試験について

(関) いや、そういう意味で、すみません、今日は公法系の方はいらっしゃらないみたいですが、公法系の第2問、要するに行政法の問題なんですけど、僕らというか、60期代で受かってやっている者からすると、我々のころより急に短くなったなという印象があります。皆さんからすると、8ページもあるんだな、長いじゃないかと思うかもしれないんですけども、我々が行政法の問題というと、何かごそっと10ページ分ぐらい条文ががっつ付

いていて、問題文がすごく長くてみたいイメージがある中で、8ページというのはおそらく比較的短い方。たぶん一番短いと言ってもいいのかもしれない。数えたことはないですけど。

しかも法律は都市計画法なので比較的メジャーで、しかも4ページ、公法系科目と書いてある69ページのここに、法律事務所の会議録という、こういうのがよく付いているんですけど、これを読むと後ろの方で、最高裁の判例が大法廷で変わりましたね、「ただし都市計画施設として道路を整備する事業は、都市計画決定とそれに基づく都市計画事業認可との2段階を経て実施されるのですが、土地区画整理事業の事業計画の決定は、道路に係る都市計画でいえば、事業認可の段階に相当します」。すごく解説してくださっていて、この説明の通りに書けば何となく答えになっちゃうというような話がちょっとあって。

果たしてこれ、今までと、やっぱり若干誘導が多いんじゃないかという意見は、どこかで聞いたところがあるんです。その辺、60期ぐらいの先生なんかはどう思われるか、ちょっと読んでみて感想を聞いてみたいと思うんですが。

(司会) いかがですか。新60期、新61期の先生、いらっしゃいますか。

(関) 記憶の新しいところ(笑)。

(司会) 何となく目が合ったけど、遠藤さん。じゃあ。

(遠藤啓之) すみません、64期の遠藤と申します。先ほどちょっと発言させていただきました。先ほど関先生からご指摘があった通りなんですけど、公法系で、とりわけ行政法は、特に一部アンケートに対する評価にも書かれていたんですけども、自由作文じゃないかという。憲法と、特に行政法はその傾向が強いといわれていたし、試験対策は全然意味がないじゃないかという。現場で国語力の問題だと。

今言われた通り、普通に日本語力があれば、これがヒントになっているというのが分かってしまって、それを条文を引いて法的に説明するというのが、おそらく点数に加算されているといいますか、評価の対象になっていると思うんですけど。行政法は本当に60期代の先生、前半の61期とかの先生方どうか分かりませんが、64期ぐらいの、私は64期なんですけれども、64期ぐらいになると過去問で、行政法はもう素直に誘導に乗って、そのまま国語の問題じゃないけど、普通におうむ返しして条文を拾っていけば点が入るんだという、高評価が得られるんだという一般的な評価がされていまして。

その背景には、おそらく行政法という科目自体が新しい科目といいますか、もともとといえば現行、ずっと前の司法試験では選択科目で、国際私法も、国際私法は入っていましたかね、それから倒産法も破産法という形で入っていたかと思うんですけども、その時代があって、一時期行政法が司法試験の選択科目から消えて、また復活したという経緯が

あったということだと思っんです。当時の問題は1行問題が基本的で、今のような新司法試験みたいな、長文の問題はなかったけれどもというのはあると思っんですけれども。ただ公法に関しましては、こと行政法に関しては、もう本当に国語の問題じゃないかといわれる傾向はあったかなと。

ただ、とはいいいながら、最高裁の判決の、どこがどう大法廷で変化したかというところをきちんと押さえておかないと、それは説明できないので、その部分は最低限の知識、択一の知識があつて、それを単に丸バツじゃなくて、言葉でそらんじて説明できるといいますか、その程度まで理解しておけば、大法廷の判決でございしますので、その程度までしておけば何とか答えられる問題であつて、それは今年も踏襲されているのかなという感じがいたします。

ほかにですけれども、時には入管法の問題が出て、入管法なんて勉強していないよというロースクールの学生がいたりするんですけれども、それでもやはり問題をきっちり読みこなしていつて、かつ条文を見るという、参照条文として与えられている条文を読んで、関連しそうな条文を引いて、行政法のシステムといいますか、行政法体系といいますか、各法の体系をきちんと理解できれば、それを言葉として表現さえできれば、高評価が得られるようになっていくというのが、受験生の側の実感ですけれども。これは私だけの個人的な見解かもしれませんが、ほかの60期代の先生方にまた見解をいただきますけど。

(A) 今年に限ったところではないという感じですか。

(遠藤啓之) 私が見ていて、そうですね、今年に限ったことではなくて、ただそれが例年に増して、問題文は、宝の山といいますか、評価されるポイントが多々あるといいますか。それはもう毎年同じ傾向かなという感じがします。

(伊藤) よろしいですか。61期の伊藤と申しますけれども、基本的には今遠藤先生のおっしゃったこととそのまま同じだと思つています。私たちは新司法試験になって2年目の試験でしたけれども、1年目の60期の過去問を見た時点で、ああ、行政法というのはヒントが全部ちりばめられて、まさに、さっきおうむ返しとおっしゃいましたけど、私たちのときは書き写しの試験じゃないかと。ほとんど問題文を解答用紙に書き写せば、いい点が付いてくるんじゃないかと、2年目の時点ですでにいわれていて。

関先生は私と同じ期ですけど、確か私のときも相当にヒントが。長さは確かに短く、今年のはなつていますけれども、ほとんど答えが書いてあつて、本当に書き写してきたというのが私個人の実感でもあります。それでもちゃんと成績が付いてきましたし。僕らのとき、2期目のときでも、受験生の多くが行政法というのはそういう科目だと。

なので、あとは条文も、これは私たちのロースクールの行政法の先生に言われましたけれども、個別の法律というのは当然知らないのが出ますと。それは当然ですと。その場で

読んで、それを逆に、行政訴訟法の体系が分かって、それに当てはめていけばいいんだというような言われ方をしたぐらいで、正直、現場で物を読めて、読んだものが書ければいいというぐらいのつもりで臨んで、結果的にもそれでよかったなど。

(遠藤啓之) じゃあ、あんまり変わらない(笑)。

7 予備試験合格者の受験と司法試験の変更の有無について(2)

(山口) もう1つ質問ですけれど、予備試験との関連性というのはきっと主観の問題なので、最終的にはっきり分らないと思うのですが、問題が短くなった、簡単になった、少なくなった、これは一般的な傾向としていえるのでしょうか。皆さんの印象でも結構ですが。分量の面では、字面が長ければ難しいかという、そういうものじゃないと思うのですね。長くてもヒントがいっぱい入っている、誘導になっているということもあると思うのです。だから、問題としては難化の傾向にあるのか、それとも易化傾向にあるのか、それから作業的には楽になっているのか、大変になっているのか、そこら辺はどうなんですか。

直感でいいです。分析し始めると、プラスもあればマイナスもあると思うのですけれど。実際に解いてみないと分からないですかね。つまり、この試験が向かっているトレンドがどちらに向いているのかということ。あるいは旧試験のように、もう傾向が固定化して、年によってぶれがあって、先ほどの話にもあった隔年現象というのがあるのかもしれませんが、たいがい傾向が固まってきてしまったといえるのか、それとも易しくなっているのか、どんどん厳しくなっているのか、どうでしょうか。

(今野) 委員の今野です。易しいか難しいかという方向性については、意見はないんですけれども、65期の修習生からは、研修所でも要件事実の講義がなくなるという形で、そこから逆に言うと全部、要件事実はやっているという前提なんだということと、試験との平仄を考えると、民事系、民法の問題なんかの問題の組み方を見ていると、一つ一つ請求原因を書かせて、抗弁が何が成り立つかというのを相手方の主張という形で書かせて、それに対してさらに、どういう抗弁が成り立つかについて解釈をさせる、あるいはさらに再抗弁が出てくるんじゃないかということ解釈をさせる、というような形式の問題になっているのかなという気がいたします。難しいかどうかは別として、とにかくもう問題文の誘導が、そうやって分けて書いていきなさいというように、どんどんなっているというふうには感じております。

(遠藤啓之) 委員の遠藤です。64期なんですけれども、すみません、たびたび発言させていただきまして。それで先ほどの、内容は私も精査してみないと分からないんですけれども、よくいわれるのは、分量が多過ぎるという、時間切れになるというすごい批判が毎

年のようにあったかと思しますので、ページ数は減らしたというところは、そのところが反映されているのかなという感じはいたします。ただ、それが司法試験委員に、ページ数が多いという、ロースクールの現場から、あるいは受験生の声が上に上がって行って、それが反映されたものであるかどうかは、検証がしようがないところなんですけれども。

ただ一部といいますか、かなりの受験生が、問題数が多過ぎるじゃないか、2時間で解ききれないじゃないかという、しまいには試験委員に、でも2時間で解けるかどうか試してもらった方がいいんじゃないかというような、学生側の重たい意見なんですけれども、そういったのがやっぱりありまして。そういうのを考えると、やはりその辺のところを配慮した結果が、問題数の減少であったりとか、あとは科目ごとに、今まで民事系大大問で4時間で行われていったところを、今は2時間、2時間に分けているということですね。そういったところとかの表れなのかなという感じがいたします。

(司会) そのほかいかがですか。

8 法科大学院教育と司法試験との関係について

(山口) あと、もう少し質問を。法科大学院で学んでいることとどうつながっているのかという問題です。つまり、今回のアンケートは実は自学自習の範囲まで含めて言っているので、学校で学んだこととどこが重点的につながっているのか、つながっていないのか、あまりはつきり分からない。自学自習まで含めれば、たいがい範囲に入っちゃうということなのかもしれないのですが、自学自習は予備試験の人たちもやっていますから。というより、自学自習だけで試験を受けに来るわけですね。問題が全体的にシンプルに、例えば公法の第1問、憲法などは、何となく昔懐かしいにおいがする問題であるような気がするのです。つまり、ロースクールで学んだことがとくに役に立つという出題なのかどうか。

アンケートを見ると、答案の練習が足りないから書けないんだというようなことも書いてある。それからこのアンケートで毎年出てくる、現場思考というキーワードがあって、これは受験生の用語なのかもしれないのですが、その場で考えなきゃいけない問題だと。それに関して受験生はどうもネガティブというか、嫌だなと思っている節があるようです。現場思考ということはロースクールの教育と離れているということになりますね。現場思考が多いということは、ロースクールの教育と離れていて、もしかしたら、実は知識だけ細かく問うというような流れがあるとしたら問題だと思いますが、さて、新試験を受けた経験のある皆様へ、どんなふうに、実感として感じられますか。

(大西) 新60期の大西と申します。今の山口先生のご指摘は、結構考えたことがあるんですけど、結局法科大学院で学んだことが出なかったからという不満というのは、まったく的を外していないと思ひまして、法科大学院でやることは、あくまで重要だと思っている

ところについて、こういうふうに学ぶんだよと、だから自分であとはやってねということも含むと僕は思っているんです。教わっていないことについて出たから文句を言っているのは、全然筋違いだと思っていますので、そういう意味では、予備試験の方が自学でやることと、ロースクール生がロースクールで学んだことを基に自分で学習するというのは、イコールでいいと思うんです。

だから、予備試験を肯定するように僕は今言ってしまったんですが、結局やることというのはリーガルマインドの養成なので、そんなに変わってしまったては逆におかしいのかなと思いますので、ロースクールでやった、やっていないというのは、あまり試験のところに出てくる必要はないのかなと、私は前から考えていました。アンケートもそこを考えて作った覚えがあります。

(関) 関ですが、僕も大西先生の意見とまるっきり、基本的には同じ意見なんですけれども、僕、同じ意見をずっと前から言っているんですけども、この意見を言い募っていて、ああ、これは言い募らない方がよかったんだと最近気付いたことがあります。言い募れば言い募るほど、ロースクールの先生方が、ああ、僕はここまでしなくてもいいんだと思って、ロースクールの先生方がサボるようになるというのを最近気付いたものだから、なるべく最近僕は言い募らないようにしているというところですよ。一応補足だけ(笑)。

(司会) 遠藤さん。

(遠藤啓之) たびたびすみません、遠藤です。これはロースクールで教えていらっしゃる現場の先生方にちょっとお伺いしたいんですが、共通のカリキュラムということで、私のようにロースクール4期既修の中ごろぐらいのときから、コアカリキュラムというのを作ってという話があって、基本的にはそれをベースにするので、そこに出ているものは取りあえずやって、出たらもう文句を言えないよという話で、そこから外れるのが出たら、ちょっとこれは細か過ぎるんじゃないかなんていう、肌感覚みたいな説明があったんですけども。

あとは一部で、商法で手形、小切手で、全然論文でも出ないのにもかかわらず、何でもそんな問題を出すんだと書かれていたんですけども、それはちょっと受験生の感じ方がおかしいなと思っていて。一応は試験に出る科目の、試験に出る範囲しかやらなくていいというものではなくて、法律というのは法曹として必要な知識とかを、条文知識等々を問うという、法体系とか学識というのがロースクールで求められていると思いますので。

自学自習の範囲も、当然択一の細かい問題については、それはもう自学自習によらざるを得なくて、ロースクールの教員が、じゃあ、短答式の問題、今日は平成何年の問題を解くので、解答を説明しますなんていう、そういうような授業は予備校と同じになってしま

いますので。下手すると、それは自分で体系的な本を読んだりとかすれば得られるレベルの問題だと思えますので、そこはやはり受験生の側がそういうふうな意識改革をしないと、まずいけないのかなという感じがしているんですけども。

それはそれとして、コアカリキュラムの制度と申しますか、それは今どういったふうになっているのかなというので、基本的に受験生としては、どこまでどれだけ細かく勉強するかというところでは、コアカリキュラムみたいなものがあれば一応の指標になるので、そこから外れるようなものについては、出ても旧試でいうところの捨て問みたいな形で、誰も解けないから、それは解けなくても合否に関係ないんだよみたいな形になるのかなと思います。そのあたりいかがですか。

(D) コアカリキュラムが提示されてから2年ぐらいになります。それで我々の方ではFD委員会、FD会議で各先生にコアカリキュラムに照らして、自分が担当している授業の内容について、今年から検証してもらうことを行っております。

それから学生の方にも、法科大学院協会のホームページに載っているといたしても、なかなか見ない学生もいるので、学生控室にはファイルにして置いておくということもしております。そういうところはきちっと勉強しておくように、学生の方にも注意を促しております。

私は民法を担当していますが、ほかの教員もそうなんですが、内田先生の『民法』を使っています。このようなテキストを使用しているとコアカリキュラムを習得できます。一応全部、択一に出てくる細かいところまで、1つも落とさないでということはできませんけど、とにかく基本的に重要なところは授業で取り上げられます。それから、どこの論点が出るか、論文試験に出題されるところを当てるとか、そういうことをすることまで考えませんが、基本的な事実の見方とか考え方、そういうものは授業で触られるようにと心掛けながら進めています。

(B) ○法科大学院のBでございます。先ほどのご指摘の、択一に関してはもう学生がやるべきことで、我々も実は、うちは択一の通過率が低くて、以前から教授会等でも、それに対してどういう対応をするかというようなことも議論しているのですが、しかし今ご指摘がありましたように、そんなことを授業で、何年のこの問題をやりましょうなんてことはおおよそやれることじゃないし、やるべきことじゃないと思っております。その意味ではやはり、択一の対応については自学自習に任せる。

問題は論述の対応でございますけれども、かつてなされたいわゆるコアカリキュラムですね、1次が出されまして、2次が改訂版が出ました。ほかの科目は私はよく分かりませんが、刑法だけについて拝見した場合に、やはり細か過ぎると思いました。あれだったら結局刑法の基本書の目次をただ並べただけじゃないかと、そういう印象を正直受けました。

その意味ではやはり、独自にコアカリキュラムというのを作成しなければならないと思

っておりますし、実はうちはこの上期に認証評価を受けましたけれども、そのときに本法科大学院の学生が最低限習得すべき事項として、各科目について、我が校のカリキュラムですね、こういうものを作成して、認証評価のときに資料として提出いたしました。これは結局各教員が自分の担当する科目について、最低限必要だと思う理解ですね、そういうものを示したものでございます。

では、それは何を基にするかということになりますが、具体的に申し上げれば、過去の論述試験だと思います。各年の問題を検討することによって、その傾向をつかむということだと思います。しかし結局出てきたものは本当に基本的な事柄。先ほども申し上げましたけれども、やはり、例えば横領罪というのはどういう場合に成立するんだと、あるいは詐欺罪の成立要件は何なんだと、そういうことがやはり基本的に分からないとだめなので、そういうことを授業で分からせるためのコアカリキュラムですね、そういうものを作成しているつもりでございます。

それを私なんかは学生に、このことさえやっていたら司法試験に合格するよと、論述ですね、言うんですけども、なかなか彼らは分かってくれないんです。試験が終わってから学生と話をして、問題を検討するわけですけども、ほら、このところを見てごらんよと、こういうものは授業でやった基本的なことが分かっていたら解けるじゃないですかと。このように言いますと、学生は、事後になってですけども納得するんですね。やはりそれじゃ基本が大事なんだと。それさえつかんでいけば、あとは先ほど申し上げたように事実分析の能力ですよ。それができていけばそんなに問題はないんじゃないかと、私は個人的には思っております。以上です。

9 起案演習のあり方について

(司会) ちょっとすみません、昨年問題提起いたしまして、意見交換が不十分で終わってしまいました、起案演習の在り方について、出席者の皆さん方のご意見を伺わせていただきたいと思っております。

それで、起案演習についてイメージをちょっとつかんでいただくために、まったくこれは個人的に独断で作ったものですが、手書きで<1>と振りました、ホチキスの薄っぺらいものです。憲法の起案演習という、想定出題ということで、1 ページ目、2 ページ目。2 ページ目は今年の司法試験問題です。続きまして、3 ページ目に民訴法の起案演習ということで、こんな出題の仕方があるのかなと思うことで、今年の民訴法の問題を素材に、起案演習の想定出題ということで書かせていただきました。

私は法科大学院で教鞭を執ったことがないものですから、起案演習という問題でどういうものを考えればいいのかということがつかめておりません。そうしたこともありまして、出席された先生方からご意見をいただければと思います。現在法科大学院の企画カリキュラムは、簡単に言えばきつきつ状態で、新しくこの起案演習というものが実施できるかどうかというところはあるんですが、先ほどアンケートの回答分析結果を報告しました

遠藤先生からもありましたが、毎年回答者の方で、かなりの数の回答の中で、論述の訓練が不足していると。論述能力の向上が必要だという回答があるものですから、起案演習というものがあつた方がいいのかなと思ひまして、あらためて問題提起させていただいた次第です。

いきなりで申し訳ないんですが、教える側でもあります遠藤先生から、この点どう考えられますか。

(遠藤美光) 法曹養成センターの委員をしております遠藤です。○大で教えておりまして、どっちが主かという、教える方が主です。その立場で普段思っていることを申し上げたいと思いますが、このアンケートにもございましたように、学生のサイドから見ますと、文章を起案する訓練、それがロースクールにおいては必ずしも十全に機能していないのではないか、こういう指摘がございます。これは教える側にとりましても、ある意味でかなり深刻な問題でして、それぞれの学年で文章を書かせる時間を設けるといふのは、非常にタイトになっております。現実にはなかなかできないところであります。

具体的に言うと、中間試験なり期末試験なり、その試験で答案を構成させることが決定的に重要な文書起案というような、書面を作成するという訓練をしているという場であつて、それ以外で法律文書を自分で書き上げさせてみるというの、なかなか時間的余裕がないということです。学生のサイドから見ますと、意見の中にあつた文言を拾っていきますと、ロースクールというの法的三段論法による問題解決の修練の場であるはずだと。その修練が十分になされていないと。教員が起案文書を丁寧に指導するという機会にも我々は恵まれていないと。これは本当にロースクールとしての使命を達成しているといえるでしょうかと、こういう疑問だろうと思ひますし、意見だろうと思ひます。それに対してどう応えていくのかというのが、ある意味ではこのロースクール制度全体において問われていると、受け止める必要があるように思ひます。

私どものところでは、そのためにどういうことをやっているかといひますと、時間がありませんので、正規の時間でできませんので、任意の課外の自習の場、演習の場として、説例を与えて答えさせる、書かせるというような訓練をする時間をつくったりしております。ほかのロースクールではこの点について、どう現状において対応されておられるのかということです。

それからもう1つは、ロースクールのカリキュラムとして文書起案の、いわば新しい科目を導入するという必要があるのかどうか。例えばアメリカのロースクールですと、リーガルライティングは必修科目であるわけですので、そういった科目をさらに充実させるような、具体的に書面を作成する、こういうものを要求するという、そういうカリキュラムの変更のようなものが必要になるというふうに考えざるを得ないのかどうか。ご意見をちょうだいできればと思ひます。

(司会) すみません、では次、D先生からまたよろしいですか。

(D) はい。先生がおっしゃる通りリーガルライティングですが、それは実務科目として、必修ではなくて、選択になっています。それから演習ですが、各教員が、どういう内容を取り上げるかというのは裁量になっていて、選択科目になっているんですが、演習の中で起案にかかわるものを扱っているところもあるかと思います。

それと、実務科目の必修科目として、法曹倫理では、相談者からこういう相談を受けて、どういう説明をするかというようなことが課題に出されているようですね。

それから、1年次からいろいろ基本科目がありますけど、私は民法を担当していますけれども、先ほど先生がおっしゃったように、期末試験だけではなくて、私は書く練習はそれでは足りないと思いますので、レポート課題を出して書いてもらうとか、期末試験は毎年やっていますので、同じ問題は出せませんから、去年の問題を使って、とにかく書いてもらうとか。それから授業が進んできたら、前期、後期と進んで、後期の科目では、1回でなくて時々課題を出して、書いてもらうというようなことをして、できるだけ書く力を付けてもらうというように、心掛けています。

それから、なかなか授業の中ではどうしても書くよりも、アウトプットするより膨大な知識をインプットする方が重視されて、なかなか書く機会を十分に与えられていないと思われるので、トータル支援プログラムで、司法試験に合格した修了生の方に、在学生とか、司法試験を受かっていない修了生に対して、指導してもらうということも行っております。そういう形で補充して書く力の向上に努めています。

FD会議などでも、今どうしても書く力が不足しているということが話題になっていまして、それをどういうふうに書く機会を増やしていくのか、授業の中でどういうふうに対応していくのかというようなことが、非常に問題になっています。

(B) ○法科大学院のBでございます。リーガルライティングの授業で法律文書の作成の練習はしておりますし、さらに、リーガルクリニック（初級ならびに上級）の授業で、その対応は十分にできていると思います。おそらくは受験生が書く時間がないというのは、そういうものを指しているのではないんだろうと思います。いわゆる、例えば論述試験の対応のために、普段からもっと書いておく必要があるのではないかと、そういう学生の希望かなと思います。

では、それに対してどう対応するのかということでございますけれども、これは正直申し上げてなかなか十分な時間が取れません。私どもでは1年生は基本的に講義科目で、2年生が演習科目でございます。理想的にはその演習科目で、いわゆる書く練習をさせるというのが理想なんだろうと思いますが、これはすべての時間でそういうことが、例えば15回の授業でできるわけもございませんので、科目によって、例えば15回のうちの何回かはそういう形で行うというようなことをしております。

それからもう1つ、書く練習という場合に、何を目的にするかということを考える必要があるだろうと思うんです。例えばいわゆるいうところの即日起案でしょうか、これはその場で問題を与えて、それで解かせるということでございますね。私は教育という観点からすると、この即日起案というのは必ずしも有効ではないだろうと思っております。やはりそれは彼らに文書を書かせる前提として、じっくり考えさせて、例えば基本的な問題についてじっくり考えさせて書かせる。そしてその書いた文章を、ある意味で言うと後ほど吟味すると。そういうことが、おそらく試験の対応としての演習の目的にかなうんじゃないかと思っております。

これはもう個人的なことで申し上げますけれども、私は演習の科目で、15回担当しておりますけれども、1週間前に問題を与えまして、それについてレポートを書かせます。それを書かせる際には、学生諸君に、何も見るなど、2時間を時間を区切って書けと、そういうふうにして、1週間前に問題を出して書かせます。それも授業のときに、演習の時間ですが、持ってこさせ、それを基に彼らに議論をさせます。もちろん彼らはレポートとして書いてきておりますので、そのレポートを基に、彼らは自分の考えてきたことを発表し、そしてお互いにその議論をします。さらにそれが終わった段階で、彼らの書いてきたレポートを集めまして、それを添削の上彼らに返すと、そういう形のものを、私の科目では、刑法の科目ではやっております。

ただし、すべての先生方がそういう形で行っておられるのではないんですが、少なくとも今後は全科目、全時間にそういうことができるわけではございませんけれども、できるだけそういう時間を増やして、学生の書く能力のアップに努めたいと考えているところでございます。以上です。

(司会) C先生、よろしいですか。

(C) 今までのご意見の中で、私は1つ問題提起をしておきたいと思っております。認証評価の中で、いわゆる答案練習というものはいけないといわれている。そのことが、起案をさせるということの萎縮効果をもたらせてしまったのではないかと、私は思っております。

私は基本的に、起案をすることと答案練習というのは、性格的に異なるものだという理解をしております。ただ、このアンケートで書かれている受験生の意識は、私の考えている起案ではなしに、いわゆる答案練習を想定し、そのようなものを法科大学院でやるべきではないかという意見なのではないかと思っております。私はその意見には賛成ができません。

今まで先生方が発表されている内容、これは私の考えている起案に近いものだろうと思っております。それは本来法科大学院でなされるべき学習の一般例であるだろうと思っておりますので、各法科大学院の先生方はそれぞれの工夫において、起案というものをなさっているだろうと思っております。

私自身は、中間試験あるいは期末試験のほかに、毎週ではありませんけれども、小テストのような形で20分から30分、学生に書かせて、それについて私の方でコメントをするという形を取っております。なにがしか学生に書かせるということが、自分の考えていることをまとめさせるということになりますから、そういうことはやっぱり法科大学院でなされるべき、基本的な学習方法だろうというふうに理解をしております。以上です。

(司会) A先生いかがですか。

(A) 科目によってずいぶん違うと思いますが、私がやっているのは、私は刑事系で、2年生からの演習物ですね。刑法演習的なものであったり、刑訴法演習的なものであったり主なんですが、今やっているのは本当に、事前に課題を出してレポートを出させる。レポートを添削して返すわけですが、演習自体は、うちは少人数なものですから、結構間違った解答といますか、たくさん出てくるわけです。みんながどんなあたりが間違いやすいのかというのが、ある意味で書かせることによって浮き彫りになってきて、そこをなぜ間違えたのかということが演習自体の大きなテーマに。そこで議論をしてみたり、間違っていることをこちらが軌道修正をするということを繰り返しているという感じです。

あとは、今はできていないんですが、そういう演習をやった上で、何人かの人に書き直しをさせる。自分で書いて、添削してもらって、演習で議論して、そして書き直してよりレベルアップしたものを作るという、その辺の体験の中でいろいろ学んでもらうということ、やれるときはやっていたんですが、私は本当に書き直してもものすごく大事なことでないかと思っているので、今後はその辺をもっと工夫していきたいなと思っています。

ただ、これは少人数だからできているという面もありますし、科目ごとによって、教員の対応の仕方によってずいぶん違うなと思っています。私は今やっていることは、悪い意味での答案練習ではないと。まさにその中身をみんなで議論して共有化していくためのツールであると。と同時に、学生が書く訓練といますか、というか、法的に考える訓練、書くことを通じて身に付けるということにしようと思っているので、きつとなっているんじゃないかと思っております。そういう状況です。

(B) ○法科大学院のBでございます。今ご指摘のあった、書き直しをさせるということは、私も非常に重要なことじゃないかと思っております。私は先ほど申し上げたような科目で、必ず学生に添削して返すときに、書き直したものを持ってこいと言うんですが、持ってくる学生は極めて少のうございます。さらに、いわゆる定期試験なんかも、年度末試験、これも試験をやりっ放しでは困るので、何のために試験するんだと学生に言いまして、それは単に成績を付けるためのものじゃないよと。それは結果としてそういうことはやりますけれども、だけど、そこで自分の足らざるところがどこなのかということを見ることが重要なので。

ですから今後は、この間教授会でも決めたことなんですが、定期試験についても書き直しをさせるということを、教授会でやりましょうということを決めましたので、それはやはりやるべきじゃないかと。そういうことによって初めて、学生の能力を上げることができんじゃないかと思っております。ですから、先生のご指摘は私としては大賛成でございます。以上です。

(司会) ありがとうございます。こちら側に座って安心しているかもしれませんが、上田先生(笑)。

(上田) いろいろなご意見があると思います。ただ、法曹養成という観点で見た場合、やはり実務家を育てていくという視点が重要だと思います。もちろん司法試験に受かってから研究者に戻る方もいらっしゃると思うんですけども、その過程でやはり、私のイメージする起案演習というのを、1つには準備書面を書くとか、あるいは弁論要旨を書くとか、そういったこともある程度必要ではないか、今は前期修習もなくなっている中で、ロースクールという、比較的じっくりと学べる機関があるわけなんです。とはいいながら試験もあると。

そういう中で、じゃあ、準備書面とか、そういった弁論要旨とかを書く機会というのは、中には模擬裁判が必須になっているロースクールもあるんですが、そういうところだと模擬裁判の中で起案する機会はあると思うんですけども、もっと少し進んだことを言えば、そういうことが試験科目化されてもいいんじゃないかということも、私見ですけども思っています。

やはり試験に関係のないことは、なかなかこれだけ合格率が下がった中で、学生も一生懸命取り組めないのが実情だと思うんですね。そうであるとすれば、法曹養成の中間の地点で、司法試験という科目の中にそういうことも入れていただくことも、1つ重要じゃないかなという考えを持っています。

(司会) 山口先生、どうでしょう。

(山口) 法科大学院で起案教育はいかにあるべきかという問題なのですが、ここでいうところの起案が何かというのも、さっきの先生方のお話の中で出たと思うのですが、実務書式を書かせることなのか、あるいは期末試験で聞いているような、論述的なものを書かせることも含むのかということが1つ問題です。何年前か、大阪弁護士会のシンポジウムで問題提起されたのは、文書作成教育という言葉を使って、文書を書かせるということを法科大学院で積極的にやりましょうということでした。これだったら起案だとか、それから答案練習だとか、そういった概念に縛られない、本当に必要で有益なことをやる、それは文書を書かせて頭を鍛えることだ、こういう問題提起だったと思うのです。

今現在ロースクールで、いわゆる起案といって、ベタな実務書式を書かせているかという、それはなかなか書かせている時間がないだろうと思います。先ほどどなたかからご指摘がありましたけれど、受験生、学生が求めているのは何かというと、試験に向けた答案の練習なんですね。司法試験に出るようなものを書かせて練習させてくれということに結局尽きると。それというのは本当に全部別々な要請なのかどうかですね。

ロースクールをつくる時には、法律文書の作成ということは教育の内容として必須のものとして想定されていたはずですが。当然やるべきものだと思っていたら、実際始めるとかなりまちまちなことになって、修習生になってからアンケートを取ると、書いたことがありませんというような答えが来てびっくりするということが今なっている。そこはもっと我々で議論して標準化して、必ずしも実務書式でなくてもいいという気はしていますが、実務的な知見を養うような有益な文書作成教育の教材というものを、掛け声だけはあるのですけれども、本当に早急にきちっとしたものを作って提案していくのが必要なんじゃないかと思っています。

(司会) ありがとうございます。そうしたら、新試を受けてきた皆さん方、どうですか、起案演習。

(関) ここで今話をしていたのは、起案演習と答案練習って何だろう、どう違うんだろうねという話をしていたことを、いみじくも今山口先生がおっしゃっていただきました。私の方で、ある会合で話をしていて、若手の弁護士がチューターとかそういうところでやっているのは、むしろ簡単な問題を書かせるということ。特に初学者向けにやっていることが多い。

ところが、初学者にやっているという話で受けたんですけど、実際僕が、要するに 177 条で、X さんから A と B に売却されて、A と B とどっちが不動産取得するのと。取得された B さんは X さんに対して何ができるのとか、あるいは B さんは X さんとの間の契約を解消したいとしたらどうすればいいのという、その 3 本を簡単に 30 分で書け、1 枚で書けという問題を未修者向けに作ってみて、それを書かせてみたことがあったんです。それこそ D 先生の○法科大学院のチューターの中でやらせていただいたんですけど。

そうするとやっぱり、確かに未修者の方で全然法的な文章が書けないという方は結構いらっちゃって。それで、この問題はこういうふうに単純に、条文をどういうふうに当てはめるかという問題なんだよと。この問題はその条文、定義があって、その定義をどういうふうに当てはめるかという問題で、それがどういう理由付けなのかということを知っている問題なんだよと。この問題は、あなたが何に気付いて、それについてきちっと要件を当てはめるということを知っている問題なんだよと。問題をちゃんと読んで、それを中身を見るんだよという話から始めて、それじゃ法的文書というのはどういう、問題提起をして、こう理由付けをして、当てはめしてという、段階をちゃんと踏むんだよという話から始め

て書かせると、書けるようになって。そういうのをやっていったら、意外とうまくいったなと思っていました。

その問題をそのまま取っておいたら、この間落ちたという人がいて、落ちたというやつにも書かせてみたんですけど、同じぐらいのレベルなんですね。落ちたという人ですから、つまり修了した人なわけですけど、結構同じようなレベルのことを書いてきて、同じことを言わねばならんのかと思って、ちょっとびっくりしたようなところがありまして。

答案練習というか、起案というのか、どっちの言い方が正しいか分かりませんが、初學者向けにやるべきといわれていたことも、意外となかなか合格できない人とか、あるいはもっと初めの段階で、少なくともきちんと教えてあげれば、もっと勉強の効率が上がるんじゃないかなと思うようなことが結構ありました。だから、そんなに難しい問題を作らなきゃいけないということじゃなくて、もっと何か簡単な問題を何個か作って、それを回しながらみんなに書かせると、意外とその人の文章の癖とか、変なところというのが見えてくるんじゃないのかなとちょっと思いまして、それを今申し上げたところです。

(司会) 関さんの口から未修者のことについて触れられてしまったので、加藤さん、どうですか。

(加藤) 答案練習というのと起案演習との区別がちょっと、すみません、正直私はよく分からなかったんですけど。ただ、私は純粋未修で、それで3年間の勉強で試験を受けなければいけなかったんですけど、知識のインプットだけでもう時間が終わってしまって、ほとんどアウトプットまでする暇はありませんでした。起案演習というのか、そういうのはした方がいいのだとは思いますが、それをするためにはかなりの時間が必要ですので、必修というよりは、必要な人はすればいいでしょうし、する時間がない人というのかなりいると思いますので、個々の選択かなと思います。以上です。

(司会) そのほか、特に指名しませんので、どうぞ自由に。今野さん。

(今野) 過度の試験対策として答案練習が否定的な評価を受けているわけですが、法科大学院の目的も司法試験の目的も、選抜と養成という違いこそあれ、法律の実務家に必要な能力を持っているかどうかを試す、あるいはそういう能力を身に付けるために養成する機関ですから、そこで必要とされる能力については、非常に大きな部分が重なり合っているはずなので、まったく別物であるという見方には私には賛成できません。とにかく法律の文章の書き方には、一応お作法というレベルでも、ルールはあるはずであると。それを答案練習がいかんということ否定することは、すべきではないとは思っております。

ただ、受験生が求めているような答案練習というのは、おそらく分量といい、論点の数といい、司法試験と同じ程度の形式、量のことを同じ時間内に解くというような訓練を繰

り返すことで、試験を受けた現場での手際によさで点を稼ぐような、スキルのレベルでの技術を身に付けるような訓練をしたいという要請が強いから、それについては単に本来の教育の目的からは外れてしまっているので、否定されるべきであろうという趣旨にすぎないと考えてはおります。

もしそれ以外に、起案演習と今この場で議論されているものと、それからあとは試験対策としての答案練習とに、もっと違いがあるのだということがあるのであれば、ぜひ教えていただきたい面もございます。

(今泉) 法曹養成センターの副委員長の今泉でございます。すみません、ちょっと遅れまして。さっきの関先生のお話を聞いていて、私も思い出したというか、思い当たったことがあるんですけれども。

とある法科大学院といっても限定されちゃうんですけれども、非常勤をやっていたときに、臨床でやっていたんですけれども、事案が典型的な物権変動の事案だったので、じゃあ、これを基にしてちょっと、これを問題として答案らしく、所有権はどうなるのかというところを書いてみなさいというのを書かせたんです。それは要するに対抗問題になるのか、対抗問題にならないで無権利者からの取得になるのかとか、そのすぐく初歩的なものだったんですが、3年生、未修3年に書かせたんですけれども、対抗問題が何たるかというのがちゃんと書けていなかったんです。それで、決してその人たちはできない人たちではなくて、むしろ学校ではわりあいと優秀ぐらいな成績の人たちで。

私もそれで、一応口で言わせると、どういうことかというのはおぼろげには分かっているようなんですけれども、正直、書いたものを見ると、何というか、だめだこりゃという感じで。だから、さっき関先生が言っていたみたいに、その人たちはやっぱり未修だったんですけれども、1年次の段階で、非常に簡単なものから構成して、1つの法的な解答を出すという訓練を、すごくもっと、我々がおそらく想定しているようなフル起案みたいなレベルから、もっと下の段階から徐々にやっていってあげることが、もしかしたら彼らの求めている、起案の練習の本質的な部分なのかなという気が、私もしました。

これはまた非常に個人的な感想ですけど、私は認証評価の事務局をやらせていただいて、いろいろな学校の授業を拝見させていただいたりするんですけれども、やっぱり1年次でやっている授業が、非常に高度な授業をやっているところが多くて、私なんかとか、ある程度勉強した人が聴くとすごく面白いんですけれども、これは果たして未修者1年生が聴いて分かるのだろうかという。それでレポートなんかを書かせたりしていても、これはちゃんと書けるのだろうか。正直もう基本書や判例のコピー・アンド・ペーストだけになっちゃうんじゃないか、みたいな感想を持つようなところも、やっぱり多々ありまして。

だから、こんなレベルからやらせていいのかというようなレベルからやらせる——上の方のレベルでどういう起案練習をするか、それもおそらくまた別の、いろいろなレベルで

起案練習、どういう起案の在り方が必要なのかってあると思うんですけども、上の方のレベルで、3年次の総仕上げとしてどういうものが必要かというのがあるかと思えますけれども、1つの問題としてやっぱり、初学者のレベルからどういうふうにかける練習をしていくかというところの、初学者のレベルを、もうちょっと我々が思っているところよりも2段、3段下げてもいいんじゃないかなというのは、ここ数年見てきた感想です。以上です。

(司会) せっかくご出席いただいていますので、そのほかまだご発言のない先生方、どうですか。

(大門) 新64期の研修員の大門と申します。私も1期末修で法科大学院に入ったんですけども、当時は今よりも答案練習をするなというような締め付けがきつかった時期らしくて、先生方も口々に、中間試験とか期末試験での講評、添削みたいなことをすると、文科省に怒られちゃうからなというような、よく笑い話であったんですけども。

今、法科大学院でやるべき起案演習と、すべきではない答案練習というのはどういう区分けなのかなというのを、自分なりに考えてみたんですけども、関先生とか今泉先生の話聞いて、基礎ができていないのに、何か答案の書き方のテクニックだけを習得させるような、基礎もできていないのに、新司法試験レベルの試験委員の考えていることを、こういうふうにかいたら点が伸びるんじゃないか、そういうような指導をするというのが、望ましくない答案練習と呼ばれるものなのかなと、自分なりに考えました。

なので、やはり基礎を大事に、普遍的な法的思考力、リーガルマインドとは何かというような、とにかく基礎を法科大学院の授業で鍛えて、そして着実に、1段飛び、2段飛びすることなく、小手先の技術だけにとらわれないような、本当に地に足の着いた、要件、効果、事実の当てはめというようなところを教育していくというのが、あるべき法的文書の作成なのかなと自分なりに思いました。

(司会) 吉田君。

(吉田) 新64期の吉田と申します。私もだいたい同意見でして、確かに起案練習のレベルの話で、上のレベルにあわせた発展的な起案練習を目指すべきかということなんですけど、やっぱり基本的なところは、本当に未修の方が苦戦している方が多いのかなという感じがございます。

例えば刑法でいえば、先ほど横領罪の話が出てきましたが、通常は単純に構成要件を考えて、違法性を考えて、責任を考えると、刑法学習の一番最初に、罰せられるべき行為とは、構成要件に該当する違法有責な行為だということをやって、その後、各論で、解釈論の勉強をしていって、分かる人は当然それでもう書き方も分かる。事案にあわせて、各構成要件を解釈して、一つ一つの要件に事案を当てはめて考えていけばいいんだと分かる

んですけど、分からない人はやっぱり、例えば個別の横領の、論点とかについては頑張って勉強して理解しようとしていると思うんですけど、それを実際どういった道筋で考えていったらいいのかと、やっぱり書いてみないと分からない。基本的なこともやっぱり、1回ちゃんとやらないと分からない方というのは結構いらっしゃるかと思います。

そういった基本的なところができていれば、後は、ロースクール生は自主的な勉強会などで、それなりに答案練習などを行っているので、積み重ねていけると思うんですけど、その積み重ねる前のところの部分をどこまで法科大学院でやるべきかという議論はあるかと思いますが、やってあげるべきかと、そうすれば、皆さんそこからどんどん、それなりに自分なりに伸ばしていけるのかなと。

そのところがないままやってしまうと、例えば3年生とかの、先ほどの最後の段階でいきなり、そもそも何も分かっていなかったとなりかねず、やっぱり基本的なところで、アウトプットの際に初めて、どうやってインプットすればいいのか分かるということもあるかと思うので、そういった観点から、すごい高いレベルの話も重要ですけど、基本的な部分をちゃんと、少し法科大学院の方から手を差し伸べてあげた方がいいのかなと、私は思っていました。

(司会) そのほか、どうですか。

(伊藤) すみません、1つだけよろしいですか。皆さんの発言のまとめだけなんですけれども、たぶん私が思う、法科大学院でやるべき起案練習というか、文書作成の練習というか、教育というのは、2つ大きく分けたらあって、1つはたぶんロースクールの先生たちがさっきおっしゃっていた、文書作成、リーガルライティングといわれる中で出てきていた、たぶん関先生もおっしゃっていた、法的三段論法とは何ぞやという視点からの教育。もう1つが、今たぶんずっと先生方がおっしゃっていた、基礎的な法律の中身、例えば犯罪論体系について分かっているか、その理解を深めるため、その練習。この2つかなと思っています。

私の出身のロースクールでは今、修了生が一応大学の正規のカリキュラムの担当講師になって、法的三段論法で物を書いてみましょうという意味のリーガルライティングというか、文書作成のための授業を持っているんです。それは法律の中身、各科目の中身の問題よりは、本当に事実を拾ってきて、その事実を評価して当てはめていくんですよという話をしてみたり。法律の基礎的な理解をするのとはたぶんまたちょっと違う意味で、文書作成の練習をさせていると思っています。

法科大学院でやる時、1つはたぶんその、中身はみんな結構勉強して、それぞれ論点は分かっているけれども、何かむちゃくちゃに、評価の部分と事実の部分、法的規範の部分と当てはめの部分のごっちゃになっちゃって、正直答案として読むと、うーん、何とも、という人たちがいたりするのに、法的三段論法の考え方を分かってもらえれば、すっきり

と読める答案になってくるし。

もう片方は、もちろん中身として理解してもらうためには、書いてみないと、ああ、そうか、犯罪法体系ってこうなっているのかと、もしくは論点提示はこういうふうに書かれているのかというのが気付けるといふ、大きな2つの視点があるのかなと思っています。以上です。

(司会) ごめん、ちょっと、2つ目って何だっけ。

(伊藤) 2つ目は、法律の中身の基礎的な理解を深めるための練習として書いてみる。まさにたぶん今吉田先生もおっしゃっていた、アウトプットすることによって自分が理解できたことが分かります。書いてみて、そうか、構成要件があって、違法性があるって、責任だということが分かる。そういう法律の中身、ある意味文章の組み立ての仕方が三段論法の話、中身の理解についての話がアウトプットとしての練習というところかなと、私は思っています。

(司会) そのほかいかがですか。

(D) 最後に失礼します。答案練習が何かいけなくて、起案みたいな文書を書くことをやるべきで、答案練習だとどうしてもよろしくないというような雰囲気があるかと思うんですが、結局答案を書くといっても、本質的には起案と、実務で求められていることと変わらないはずだと思うんです。そのための司法試験なんですから、だから試験の過去問を見ても、非常によく練られている問題ですし、これに対してどういうふうに考えて表現するかということを実際にやってみるのは重要です。私なんかも授業で使っていますけれども、問題に対してどういう答えを書いていくかというようなことを考えていくというのは、まさに、準備書面を書くわけではないけれども、その基になる下書きを作るような形になっていて、非常にいい勉強になっておりますので、答案演習がいけないと頭から否定するというようなことには、そういう考え方自体があまりよろしくないと思っています。

それから期末試験、どなたか先生がおっしゃったと思うんですけれども、当初期末試験をやって、解説するとこれは添削とか答案指導になるから、それはやめた方がいいというような風潮はあったと思います。私も実は最初から、試験を出したら解説はするようにしていて、最初はただ補講ということで、あまり表に出さないようにしていたのですが、法科大学院の实地調査がされたときに、担当されていた先生方の方から、試験の後ちゃんと解説していますかとかいうようなことを言われました。

今はむしろ、試験をやった以上は解説をして、自分がちゃんと書けているのかどうか、それから、まずいところがあれば、少なくとも添削をして指導するとか、そういうのが求められている方に変わっているような気がします。そういう方向に進めていく必要がある

かだと思います。まとまりがないんですが、以上のようなことは重要だと思います。

(司会) ありがとうございました。あと、じゃあ、若干だけ時間をいただいて、まだご発言の機会を与えていませんけど、古谷先生、いかがですか。

(古谷) いや、私などもう。ちょっともう言う資格がないような立場だと思うんですが、いろいろお聞きしていて、答案練習にせよ起案にせよ、要するに、例えば準備書面なら要件事実をちゃんと押さえて、そして争点がある場合だったらそれをはっきりして、それを裏付ける証拠なり何なりをきちんと押さえると、そういう基本的なことをできていれば、あとは文章を作ればいいわけですよ。

その文章を作る力はさっきから問題になっておまして、私も問題だと思うんですが、文章を作る力というのはやっぱり法曹だけの問題じゃなくて、いろいろな人の、いろいろな人というのはいろいろな分野の人、という意味ですが、若い人の文章を読んでも、これが日本語かと思うような文章がかなり多いような気がするんです。これは法曹だけじゃなくて、一般社会人について言えることだというような気がするんです。

だからやっぱり文章を作る力は、法科大学院じゃなくて、もっと前、大学、あるいはもっと前にさかのぼれば、これは高校生のレベルの問題じゃないかと思うんです。だから高校教育のあたりをもう少ししっかりして、ということは大学4年間もそれなりに充実させるということですけども、そうすれば特に文章の力の問題なんていうのは起こってこないんじゃないかと思っております。

ですから、起案練習なんかは、私はそれなりの意味はあると思っておりますが、それはやっぱりさっき言いましたように、準備書面なら要件事実を押さえる、争点を押さえる、従ってその証拠になるような点を述べる、そういうような重点重点を押さえるのが起案練習の成果だと思います。

当然その、法的三段論法といっていますけど、三段論法なんていう考え方ももともと数学の考えで、皆さん高校生のころからもう三段論法は勉強されているわけですよ。AイコールB、BイコールC、従ってAイコールCという三段論法はもう高校生のころからやっておられるわけだから、数学の三段論法の答えというのも、1つの日本語の文章としては、きれいな文章だと思っているんです。そういうように、基本的なことがあれば、別に文章のことは、特に法科大学院でなんかやるのはもう必要ないんだと思っております。

ただ、さっき言いましたような、要点を押さえるということ、これは必要で、これはまさに法律の力、実力だと思います。だからそれが完全にできないときは、まだまだ、法律の勉強が足りないんだと、基礎的な勉強が足りないんだと、自覚する必要があります。そういう意味で答案練習、あるいは起案はそれなりの意味はあると思っております。

(司会) それでは結城先生。

(結城) 思い付いたまま2つほど申し上げます。

1つは先ほど論点主義というか、配点の話が技術的な問題として出ましたね。司法研修所の、刑事弁護関係ですけれども、教官室でも、起案をするときの配点、採点をどうするかと、こういう問題は議論しました。知っていらっしゃる方はいると思いますけど、これはもう10年ぐらい前の話ですけれども。いわゆる論点を全部挙げて、点数を、これは何点、これは何点とやるのがよいかどうか議論になりました。結論を言うと、その刑弁の方は、それはやめようと、こういう話になりました。というのは、要するに論点主義はある意味では公平でいいんだけど、何かとにかくちょっとそれに引っ掛かるものを書いておけば点数をもらえるというのは、最終的にいうとあんまりいいことではないんじゃないか。ないよりはいいかもしれないけれども、それよりは、これもまた功罪、プラスマイナスがあるんですけども、例えば刑事弁護のことで申し上げますと、弁論要旨を書くときに、論点を全部挙げればいいわけではない、いったい重点はどこにあるんだということの方が良いのではないかと、ということ、即ち、細かい配点をすることがいいわけではないだろうと、こういう話になりました。当時は。今はよく知りません。

つまり、これが一番この問題の論点の大きな論点だなとことを理解し、その他論点が3つか4つかぐらいはある場合、それを共通項として、大まかなウエートを決め、大きな一番肝心なところに力点がなければ、それはペケだろうという観点から、各人の中の頭の中に、だいたいの大まかな採点基準というのは決めたいわけで、あとの細かい点は形式的に配点するのはやめておこうかと。これが当時の意見でした。

私は、結論的に言うと、それでいいんではないかと思っています。というのは、やはり、重要な論点を深く掘り下げ、細かい論点はこの次にしても良いということが必要で、すべての論点を挙げて、項目を挙げれば良いというのが我々の仕事ではないことになるのではないかと、項目も挙げられないと困るけれども、挙げただけでいいわけではないという観点から、全体の流れ、ならびに、どこに力点を置いて、この問題を解決するには何が一番キーポイントなのかと。そのキーポイントを解決するために何を考えなきゃいかんのかという、物の考え方をちゃんと、きちんと自分の頭の中で、例えば教科書かテキストか、どこかに出ているものを焼き写すのではなくて、それを自分の頭の中で考えて、それをここに表せることが必要で、細かく挙げる方がいいわけではないだろうなというところから、先程のように考えました。私もロースクールもすべてそれなりに携わりましたけれども、結構自分の頭で考えるという操作が必要になるわけで、そのためのロースクールにしる、研修所にしる、昔でいえば予備校にしる、あるいは基本書にしる、自分の頭で考えるということのトレーニングをすることが、まず必要な話なので、それをするために、ロースクールも含めてどういう教育をするべきなのか、こういうことを考えるべきなんだろうというふうに、私は個人的には思っています。

それはたぶん先天的に、ものすごく最初からできる有能な方と、なかなか不得手な方と

というのがたぶんいらっしゃって、私なんかは不得手の方なんですけれども。不得手の人でもある程度のレベルのことについて、やっぱり自分でトレーニングすれば、それなりのことのできるので、勉強ならびにロースクールならびに研修所はそれのお手伝いをするというレベルで、最終的には自分で一生懸命努力しなきゃいけない話になると思います。

そこで法律的な文書を作成する場合、将来一人前になったときに使うひな形は、いくらでもパソコンをはじけばすぐ出てくるわけで、そんなものをロースクールでやってもあまり意味ないので、それを前提として、いったい、じゃあ、このドキュメントを書くのは何で必要なのかという、いってみれば意義、要件、効果とか、論理的な文章を作成するためにはどのようなトレーニングをすることが一番求められている話なんだろうなと思いますので、その法的思考能力ををトレーニングするにはどうしたらいいのかということを考えるべきだと思います。

ロースクール生でも先天的によくできる人もいます。ですから、できる人はあまり教えなくても、少し刺激を与える、あるいは自分で刺激を与えれば、どんどんできていく人もいます。それから、いくら言ってもなかなかできにくい人もいますなど。それからその中間に、うまく刺激を与えてあげるとものすごくなる人と、その3パターンぐらいの人がいて、その真ん中ぐらいの人にどういうふうに入力するのか、あるいは刺激を与えるのかというのが、一番量的には必要な話なのかなと思っておりますが。

参考までに申し上げますと、私がロースクール教員のとき、あるいは研修所のときも、自分の過去のできなかったことを考えて、副読本を教材として与えました。実はこれはカリキュラムにないところで、夏休みの空いている時間ですので、岩波新書の『論文の書き方』とか『社会科学方法論』とか、4~5冊ぐらい、夏休み、自分でこの中から1冊ないし2冊ぐらい読んで、感想文ぐらいのリポート提出をしてくださいと。こういう宿題を、ほかの教官ならびに教員の方との相談の下にさせていただいて、それがよかったかどうか分かりませんが、法的な思考トレーニングをするためには必要だなと、こんな思いはしているところです。

(司会) ありがとうございます。大変申し訳ないんですけども、時間が来ておりますので、一遍今回はここで終わらせていただきます。それでは今日のまとめと閉会のあいさつを、委員長代行の上田からさせていただきます。

10 まとめ

(上田) どうも長時間、本当にありがとうございました。総括をするには、なかなか議論がたくさん出まして、私の能力でまとめられるかどうか分かりませんが、

やはり1つ大きな視点からいえば、ロースクールで学んだことがあって、それがどの程度十分に習得されたのかという通過地点として、司法試験があるわけなんです。だからその一連の法曹養成の流れの中で、適切な試験でなくちゃいけないということがあると思

うんです。

そういう中で、やはり問題が時間内には解けないとか、全然学んでもいないことを問われているとかいうことは、本来はあってはいけないことだと思うんですね。いや、競争試験なんだから、そうしないと選抜できないじゃないかという意見もあるかもしれませんが、でも、どんな簡単な問題、基本的な問題を出してもおのずと差はつくわけで、どれだけ消化しているかということが問われるわけですね。だからそういう意味では、この意見交換会の中でいろいろな提言をしているということ、これは、今回の司法試験問題が比較的コンパクトになったというのは、これは予備試験を意識していたということではなくて、そういう我々の意見も多少は反映されたのではないかと自負しております。そういう意味でも、このような意見の交換ということは、これからもまだまだ有用性があると考えております。

それから、後半部分の起案演習科目の在り方と、この問題も非常に難しい問題なんですけど、いろいろ議論がございました。やはり法律家というのは、法律実務家というのは何かというと、やはり事実を的確に拾い上げて説得力のある法律文書を書くということが、基本的な素養として求められていると思うんです。そういうことをしなくちゃいけないということは、誰も否定しないと思うんです。

だからそういう意味では、それが何らかの形で、実務家となる1つのチェックポイントの試験問題に反映されてもいいんじゃないかという考え方もあるでしょうし、いや、逆にそんなことをしなくても、文章力がある人は書けるんだと、極論すればそういう言い方もあるかもしれませんが、やはり僕は必要じゃないかなと思っています。

これは実は、たまたま57期の弁護士と話をする機会があったんですけども、57期というともうそろそろ10年選手で、中堅になっているわけなんですけど。勤務弁護士の、3年目ぐらいの新人弁護士の準備書面を起案して、真っ赤にして直して返したら、その勤務弁護士いわくは、どこか褒めるところはないんですかと。私は褒められて伸びるタイプだと言ったらしいんですけども(笑)。それはそれで、確かにあまり全部真っ赤にされたらがっかりしちゃうんでしょうけれども、やはり事実の拾い上げも不十分、かつ法的な構成も不十分だということになれば、結果的には真っ赤になってしまうわけですね。

だからそういう意味で、これは1つの笑い話ではありますが、私の事務所にも勤務弁護士がいますけれども、やっぱり10年近くなってもなかなか事実が拾いきれていないなど。逆に私も勤務弁護士のとき、ボスからずいぶん直されましたけれども、やはり同じ思いをしていたんだなど、今にして思います。そういう意味でも、起案というのは非常に奥深いものだと思います。もちろん素質がある人となない人はいるとは思いますが、ない人は努力しなくちゃいけないと思います。

非常にテーマが大きいので、2時間半近く経過しまして本当に申し訳ございませんでした。今日は研究者教員のA先生、B先生、それからD先生。また実務家教員としてC先生、本当に秋学期のお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございました。来年

もまたいろいろな意味で、有意義な意見交換会にしたいと思います。

また、担当副会長の石原副会長には、最初から最後までお付き合いいただきまして、会長も時間を超過するまでご同席いただきまして、本当にありがとうございました。それではどうも、今日はありがとうございました。あっ、A先生、すみません。先生は実務家教員でしたね。

(A) 実務家教員でございます (笑)。

(上田) 学者の先生とお呼びして大変失礼いたしました。実務家のA先生、本当にありがとうございました。次年度もよろしく申し上げます。今日は本当にいろいろなご意見をいただきましてありがとうございました。それでは、これで閉会とさせていただきます。(拍手)

(司会) どうも今日は長時間ありがとうございました。これで終了いたします。どうもありがとうございました。

終了